

第8章 クインシー・ライトと太平洋問題調査会

篠原 初枝

クインシー・ライト (Quincy Wright) は、1870年にアメリカ、イリノイ州に生まれ、ノックス大学を卒業後、イリノイ大学で学び、1919年に政治学で博士号を取得した。彼のイリノイ大学での指導教授は、ガーナー (James Wilford Garner) である。ガーナーは、ライトとともに、当時のアメリカ国際法学界においては進歩的な立場に属し、国際法によって平和な世界の構築が可能だと信じていた。ライトの博士論文は、アメリカ議会における国際法の受容を論じたもので、『アメリカ政治雑誌』に掲載されたが、後に、これは単著として出版され、この著作によってライトは、アメリカ哲学会の学会賞も授与されている。

ライト自身は、アジア太平洋問題を専門としてはいなかったが、過去の会議にも参加している。太平洋問題調査会の1929年に京都で開催された第3回会議に参加している。IPR京都会議参加者のなかには、ライトにとって旧知のショットウェル (James T. Shotwell)、チェンバレン (Joseph Chamberlain)、ヤング (Walter Young) といった国際法学や不戦条約に造詣の深い人物が出席しており、興味深い。

ライトは、京都会議では自らペーパーを発表することはなかったが、議論には参加した。ライトが京都会議で参加したのは、「中国の対外関係」、「満州問題」、「アジア太平洋の国際関係」のパネルであった。

ライトは『アメリカ政治学雑誌』に京都会議についての短い論稿を寄せている。

まず最初に、この会議がIPRにとって3回目の会議であること、そしてその参加者の内訳を国別 (たとえば日本の参加者48名、アメリカから45名、フィリピンや朝鮮からも参加者があった) に説明し、さらに職業別には、大学教授が72名で最大であり、次に実業家が44名であることを説明している。この会議は、太平洋地域の問題をとりあげ、様々な角度から議論し、情報を交換することであるが、この会議の成果は短期的な視点から評価するのは難しいであろうとも論じている。IPRのとりあげる問題はさまざまであり、現実上の外交的問題はもとより、さらに本質的な経済・社会・政治問題があるが、日中関係に関わるものに関心を集めてきた。会議の後半ではより切迫した政治的課題である中国問題が争点となった。中国における治外法権や不平等条約、特に中英関係が1927年のホノルル会議では焦点となったが、「京都会議では不平等条約が時代遅れになりつつあることにほとんど異論はなかった」と記している¹⁾。

さらに、「太平洋の外交関係」と題されたセッションでは、いかに不戦条約を実行に移すかという制度的問題が議論されたが、国際連盟とは別個の組織をこの地域で作ることは現実

性に欠けること、日中両国は仲裁裁判条約を締結しておらず、またソ連もアメリカも国際連盟の加盟国ではないので、この地域の平和維持にどのような制度を作るかより考察が必要だと議論された。また、満州問題については、ライトは「日中のグループはこの問題について本音で議論はしなかった」と論じている。中国は満州での主権回復を望み、日本は自国が有している権利に対する保護を望んでいる。京都会議に提出されたペーパーや議論では、満州が9カ国条約に規定されている領土保全の立場からすれば中国の領土であることについて、「誰も疑うことはなかった」が、他方で、その地域に主権を有するということは、他国が有している法的権利を保護する能力と責任を有することになるという議論があったと記している²⁾。

ライトはこの京都会議を総括し、IPRが制度的な基盤を築きつつより成功してきたことを述べている。しかしながら、自由な議論をするためにはメンバーは政府から独立した存在でなければならない一方で、政府と関係のない場合にはメンバーの議論に何ら責任が伴わないという危険性があると論じた。公的な立場から自由に議論することの重要性と、その議論についての責任のバランスを保つことは難しいとしている³⁾。

このIPR京都会議は、当時の国際秩序と満州問題を考察する上で、そのタイミングの点で重要な意味を持つと思われる。当時、不戦条約が締結されてから一年後にこの京都会議が開催されたが、京都会議には、ライトのほかに不戦条約の父ともいわれるショットウェル、また不戦条約について進歩的解釈を展開していたチェンバレン、また満州の法的権利に詳しいヤングが参加していた。紛争の解決にあたってどのように不戦条約を適用できるかという問題を、不戦条約支持者は考えていたので、満州問題もそのような視角から考察されることとなった。

ライトのようなアメリカ知識人にとって、このIPR会議への参加は、満州問題についての知識を得るよい機会であったといえる。政策に影響を与えるという知識人(Public intellectual)としてライトが書き記したもののなかで、もっとも評価されるのは、スティムソン国務長官が1932年1月に発した不承認主義を国際法の革命と評した論文である。この論拠をたてる上で、満州における法的権利についての理解がなければ、ライトはこのような議論を組み立てることはできなかつたであろう。

さらに、満州事変に際し国際連盟が、情勢を調査するために派遣したリットン調査団には専門家としてヤングが参加していた。リットン報告書の執筆は、実際にはヤングによってなされたのではないかと、当時、日本外務省の法律顧問であったベイティは推測していた。リットン報告書に記載された内容の法的議論は、3年前のIPR京都会議での議論における大筋と異なることはなかった。このような点からするならば、トランスナショナルな枠組みでのIPRの議論が、公的政策に反映されたとみなすことも可能と思われる。

また満州事変以後も、極東情勢は新旧国際法学のテストケースとして論じられることになっていた。日本の不戦条約、9カ国条約、連盟規約違反、そして違反国への制裁を議論す

る際に、日中関係は格好の事例であった。したがって、後にライトが³⁾、イエール大学のボーチャード (Edwin O. Borchard) やケンブリッジ大学のラウターパハト (Hersch Lauterpacht) と、不承認主義と東アジア情勢について論争した際にも、その著作は、IPR から出版された⁴⁾。

IPR は、加盟国メンバーとの会議や出版物によって、情報の共有や交換、また国際協調の精神を培う場として機能した。当時、ライトに代表されるように、アメリカを中心に議論されていた戦争を違法化し多国間枠組みによって国際平和を達成しようとする「新しい国際法学」にとって IPR はその実践の場であったともいえる。当時、アメリカでこのような学派で中心となった人物が、IPR に参加していたことは、満州問題を一定の法的枠組み入れ込んで議論することに役立ったのである。

註

- ¹⁾ Quincy Wright, "The Kyoto Conference of the Institute of Pacific Relations," *American Political Science Review* 24 (May 1930), 451-453.
- ²⁾ *Ibid.*, 455-456.
- ³⁾ *Ibid.*, 456-457.
- ⁴⁾ Quincy Wright, ed., *The Legal Problems in the Far Eastern Conflict* (New York: Institute of Pacific Relations, 1940).